

別表

1 対象事業者（※１）	2 市基準額	3 対象経費（※２～９）
・障がい福祉サービス事業者 ・障がい者支援施設事業者 ・一般相談支援事業者 ・特定相談支援事業者 ・障がい児支援事業者 ・障がい児相談支援事業者	1 施設又は1事業 所当たり 100万円	ア. 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム） イ. ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外） ウ. 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど） エ. 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※１

- ・対象事業者の定義は、次のとおりとする。
 1. 障がい福祉サービス事業者とは、障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業を行う者をいう。
 2. 障がい者支援施設事業者とは、障害者総合支援法第５条第１項に規定する施設障害福祉サービス事業を行う者をいう。
 3. 一般相談支援事業者とは、障害者総合支援法第５条第１８項に規定する一般相談支援事業を行う者をいう。
 4. 特定相談支援事業者とは、障害者総合支援法第５条第１８項に規定する特定相談支援事業を行う者をいう。
 5. 障がい児支援事業者とは、児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業又は同法第７条第２項に規定する障害児入所支援を行う者をいう。
 6. 障がい児相談支援事業者とは、児童福祉法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援事業を行う者をいう。

※２

- ・当該年度中に係る経費のみを対象とする。（リース費用は対象外）

※３

- ・アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。例えば、障がい福祉サービス等の提供に関する記録を支援を行う場所で完結でき、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ＩＣＴ技術を活用したものを対象とする。

※４

- ・イのソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
 - ① 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているもの。
 - ② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の

業務が発生しない一気通貫の環境が実現できるもの。

※ 5

- ・ウの通信機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末及びイのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。

※ 6

- ・インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

※ 7

- ・経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 I T 導入支援事業」による補助を受ける障がい福祉サービス事業者等の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としない。
- ・令和 5 年 2 月 16 日付障発 0216 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく「令和 4 年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の対象とならないこと。
- ・過去に障がい福祉サービス事業者等に対する同様の I C T 導入支援補助金（「令和 3 年度障害福祉分野の I C T 導入モデル事業」等）により補助を受けて同種の I C T 機器等を購入したことがある障がい福祉サービス事業者等は、本事業による補助の対象とならないこと。

※ 8

- ・障がい福祉サービス事業所等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

※ 9

- ・I C T 導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障がい福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合は、本市において補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとする。